

「国際児童年」を迎えるに

あたつて

莊 司 雅 子

来年の一九七九年は国際連合が「国際児童年」として設定した年である。国連は一九五九年の総会に、「児童の権利宣言」を採択して全世界に児童の福祉の増進を呼びかけた。来

年はちょうど二十周年にあたりるので、国連はこの年を「国際児童年」とし、ワルトハイム国連事務総長が、国連加盟の一四九か国に、書簡を送り協力を要請している。

「国際児童年」を迎えるにあたつて、各国は、それぞれに、それなりの重要性を深く認識し、「児童の権利宣言」を支持するための行事を行なうはずである。

昨年一九七七年九月に、私はスコットランドのエジンバラ近くのスターリン大学で開催された第十九回国際大学婦人連盟（I.F.V.W.）の国際会議に出席した。会議出席者は三つの分科会に別れて討議をした。そのうちの一つの分科会が「若い世代の教育」に関するものであった。

求める

この分科会はさらにいくつかの小グループにわかれ、少数の人数で話しあいをした。私はそのうちの一つのグループに参加して、各国の幼児・児童の教育を聞き、日本の現状を話した。このグループに参加した代表は約十二名で、カナダ、オーストラリア、イギリス、日本、オランダ、イスラエルそしてアメリカ合衆国などの諸国からであったから、主として先進国からの出席者であった。

共通の話題は、妊娠の保護と教育、乳児・幼児の教育、家庭教育、働く母親と育児の問題、マスコミや読み物の幼少年にあたえる影響などであった。どの代表も自国の現状を報告し、改善の方途に苦慮していると述べた。

三日間の各グループ、討議の結果を司会者がもちよって更に調整し、そしてこの「若い世代の教育」の分科会で討議された共通の結論をまとめ、今後の行動を進めることにした。
国際大学婦人連盟としては次のような行動を提案した。まず加盟国に次のことを奨励する。

- 1、国連総会で採用された「児童の権利宣言」を支持するため、政府が立法により児童の権利を保障するよう要

2、児童の権利宣言の趣旨を広め、「国際児童年」(IYC)に向けた準備をN G O (国連内の非政府機関)と協力して進める

3、各国の立法に注意をはらい、児童に有利な法の強化に眼を光らせる

4、児童生徒と教師の異文化間交流を促進する

5、IYCに関する具体的計画を近隣の加盟国と共に行ない、その他の加盟国のために大小の計画について報告する

6、国連機関により資金を提供されるような計画を発展させる

7、暴力、ポルノ、マスメディアにおける一方的広告に対する抗するため、女性同志手を結ぶ

次に各地方レベルでは次のような行動計画を進めること。

1、育児における両親の重要性について世論に影響をあたえる。これは

a 両親教育により

b 若者に親になるための教育をあたえるプログラ

ムの計画により

c 男性を教育して父性に関する十分な理解をあたえることにより

遂行されるものである

2、育児中も女性が教育を受け、労働にたずさわる機会を用意すること

これは以下のことによって遂行される

a パートタイムの仕事、融通のある労働時間

b 再教育および新たな能力開発

c 託児所や保育所の整備

d 全家族員の義務の再検討

以上のような提案が採択され、「国際児童年」を迎える準備を各団体に呼びかけた。

この国際会議の提案をまつまでもなく、わが国はすでに一九五一年に児童憲章が制定され、児童福祉法も制定されてすでに三十周年を迎えた。しかし立派な法はできても現実の日本の中の児童はほんとに幸せになつてゐるであろうか。一九七九年「国際児童年」を来年に迎えるにあたり、わが国の幼児や児童の眞の福祉を考慮しなければならないと思う。

(聖和女子大学)